

## 目次

第一回 総則（第一条・第二条）	農薬の登録
第二回 登録（第三条—第十五条）	農薬の登録
第三回 販売の規制（第十六条—第二十三条）	農薬の販売規制
第四回 使用の規制等（第二十四条—第二十八条）	農薬の使用規制
第五回 監督（第二十九条—第三十三条）	農薬の監督
第六回 外国製造農薬（第三十四条—第三十七条）	農薬の輸入規制
第七回 雜則（第三十八条—第四十六条）	農薬の雑則
第八回 罰則（第四十七条—第五十二条）	農薬の罰則
第九回 附則	農薬の附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする（定義）。

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であつて、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものといふ。

この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

## 第二章 登録

## (農薬の登録)

## 第三条

製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。

## 第四条

## 第五章

## 第六章

## 第七章

## 第八章

## 第九章

## 第十章

## 第十一章

## 第十二章

## 第十三章

## 第十四章

## 第十五章

## 第十六章

## 第十七章

## 第十八章

## 第十九章

## 第二十章

## 第二十一章

## 第二十二章

## 第二十三章

## 第二十四章

## 第二十五章

## 第二十六章

## 第二十七章

## 第二十八章

## 第二十九章

## 第三十章

## 第三十一章

## 第三十二章

## 第三十三章

## 第三十四章

## 第三十五章

## 第三十六章

八 農薬の製造場の名称及び所在地	九 製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名
十 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量	十一 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
十二 農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所並びに農薬原体の製造場の名称及び所在地	十三 農薬原体の主要な製造工程
十三 第一項の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に同項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬の農薬原体との成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出すべき資料の一部を省略することができる。	十四 製造者又は輸入者の氏名及び住所（登録の拒否）
十四 前項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他の第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を提出して、これをしなければならない。この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」という。）は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従つて行われる試験（以下「基準適合試験」といいう。）によるものでなければならない。	十五 当該農薬の薬効がないと認められるとき。
十五 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名。第十二号を除き、以下同じ。）及び住所	十六 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。
十六 農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度（第十一号に掲げる事項を除く。）	十七 当該農薬の薬効がないと認められるとき。
十七 三 適用病害虫の範囲（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、その旨、使用方法に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法	十八 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。
十八 四 人畜に有毒な農薬については、その旨、使	十九 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壤への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。
十九 五 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨	二十 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壤への当該農薬の成分の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴う認められる生活環境動植物の被害が発生
二十 六 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨	二十一 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴う認められる生活環境動植物の被害が発生
二十一 七 農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項（第四号に掲げる事項を除く。）	二十二 水質汚濁性農薬（第二十一条第二項に規定する水質汚濁性農薬をいう。第十六条第五号及び第二十条において同じ。）に該当する農薬においては、「水質汚濁性農薬」という文字にあっては、「水質汚濁性農薬」という文

一 登録番号及び登録年月日	八 農薬の製造場の名称及び所在地
二 第二項第二号、第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）、第八号及び第十一号に掲げる事項	九 製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名
三 第一項の登録の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。	十 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
四 第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他の第四項の審査のために必要なものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。	十一 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
五 第一項の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に同項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬の農薬原体との成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出すべき資料の一部を省略することができる。	十二 農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所並びに農薬原体の製造場の名称及び所在地
六 第一項の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に同項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬の農薬原体との成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出すべき資料の一部を省略することができる。	十三 農薬原体の主要な製造工程
七 第一項の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に同項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬の農薬原体との成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出すべき資料の一部を省略することができる。	十四 製造者又は輸入者の氏名及び住所（登録の拒否）
八 第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。	十五 当該農薬の薬効がないと認められるとき。
九 第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。	十六 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。
十 第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。	十七 当該農薬の薬効がないと認められるとき。
十一 第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。	十八 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。
十二 第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。	十九 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。
十三 第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。	二十 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。
十四 第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したもの）のを含む。次号において同じ。の残留の程度からみて、当該農薬等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。	二十一 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴う認められる生活環境動植物の被害が発生



号（被害防止方法に係る部分に限る。）若しくは第十一号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

農林水産大臣は、前三項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分の相手方に對し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録の場合にあっては、変更後の第三条第二項第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）又は第十一号に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合においては、当該不備が補正された日）から二月以内にこれについて裁決をしなければならない。

（水質汚濁性農薬の指定等に伴う変更の登録）農林水産大臣は、第二十六条第一項の規定により水質汚濁性農薬の指定があり、又はその指定の解除があつたときは、現に登録を受けている農薬で、その指定又は指定の解除に伴い水質汚濁性農薬に該当し、又は該当しないこととなつたものにつき、遅滞なく、その旨の変更の登録をしなければならない。

農林水産大臣は、前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該農薬に係る第三条第一項の登録を受けている者に対し、その旨を通知し、かつ、変更後の同条第九項第三号に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

（登録の失効）第十二条の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

一 登録に係る第三条第二項第二号に掲げる事項に変更を生じたとき。

二 第三条第一項の登録を受けた者が、その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入を廃止した旨を届け出たとき。

三 第三条第一項の登録を受けた法人が解散した場合において、その清算が結了したとき。

（登録票の返納）第十二条の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項の登録を受けた者（清算人）は、遅滞なく、登録票を含

（第二号に該当する場合には、変更前の第三条第二項第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）若しくは第十一号又は第九項第三号に掲げる事項を記載した登録票）を農林水産大臣に返納しなければならない。

一 前条の規定により登録がその効力を失ったとき。

二 第九条第二項若しくは第三項又は第十条第一項の規定により変更の登録がされたとき。

三 第九条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

（登録に関する公告）第十三条農林水産大臣は、第三条第一項の登録をしたとき、第九条第一項から第三項までの規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第十条第一項の規定により変更の登録をしたとき、第十二条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 農薬の種類及び名称

三 製造者又は輸入者の氏名及び住所

（情報の公表等）

（水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、その性状並びに有効成分とその他の成分との別定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第十二条第一項の規定により登録が失効したとき、又は第三十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 農薬の種類及び名称

三 製造者又は輸入者の氏名及び住所

（科学的知見の収集等）

第十四条農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報報を公表するよう努めるものとする。

二 農林水産大臣は、前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該農薬に係る第三条第一項の登録を受けている者に対し、その旨を通知し、かつ、変更後の同条第九項第三号に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

（科学的知見の収集等）

第十五条農林水産大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るために、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うよう努めるものとする。

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第十六条製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れないで販売する場合は、その包装）に次に掲げる事項の表示をしなければならない。ただし、特定農薬を含

製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第三十四条第一項の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

一 登録番号

二 登録に係る農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別定により変更の登録がされたとき。

三 第九条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

（登録に関する公告）第十三条農林水産大臣は、第三条第一項の登録をしたとき、第九条第一項から第三項までの規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第十条第一項の規定により変更の登録をしたとき、第十二条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 農薬の種類及び名称

三 製造者又は輸入者の氏名及び住所

（情報の公表等）

（水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、その性状並びに有効成分とその他の成分との別定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第十二条第一項の規定により登録が失効したとき、又は第三十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 農薬の種類及び名称

三 製造者又は輸入者の氏名及び住所

（科学的知見の収集等）

第十七条販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第四項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

一 氏名及び住所

（販売者の届出）

第十八条販売者は、容器又は包装に第十六条等）（第三十四条第六項において準用する場合を含

む。以下この条及び第二十四条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

農林水産大臣は、第九条第二項又は第三項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第十条第一項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農薬の表示を変更しなければならないことその他の販売の販売者に対する規制を設ける場合を除く。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農薬の表示を変更しなければならないことその他の販売の販売者に対する規制を設ける場合を除く。

（登録番号）

（登録に係る農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別定により変更の登録がされたとき。

（登録に関する公告）第十三条農林水産大臣は、第三条第一項の登録をしたとき、第九条第一項から第三項までの規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第十条第一項の規定により変更の登録をしたとき、第十二条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。

（登録番号）

（登録に係る農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別定により変更の登録が取り消されたとき。

（登録に関する公告）第十三条農林水産大臣は、第三条第一項の登録をしたとき、第九条第一項から第三項までの規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第十条第一項の規定により変更の登録をしたとき、第十二条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。

（登録番号）

製造者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売者（製造者又は輸入者に該当する者を除く。第三十一条第二項において同じ。）にあつてはその譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、これを保存しなければならぬい。

**第二十一条** 製造者、輸入者を含む。) 又は坂壳等の禁上(原傳の宣傳等の禁上)

販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に關して虚偽の宣伝をし、又は第三条第一項若しくは第三十四条第一項の登録を受けでない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

製造者又は輸入者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効果に關して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

（第二二二条）除草剤の販売者（農業外の業者をあつておる者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売する者としての表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

（第二二三条）除草剤販売者（除草剤の小売をする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができるない旨の表示をしなければならない。（勧告及び命令）

**第二十三条 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。**

草剤販売者に対し、その勧告に伝べきことを命ずることができる

第四章 借用の規制

**第二十四條** 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合は、第三条第一項の規定を除く。

的で使用する場合 第三章第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

農薬の使用の規制

**第二十五条** 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならぬ。

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

(水質汚濁性農薬の使用の規制)  
**第二十六條** 政府は、政令で、次に掲げる要件の全部を備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。

二 当該種類の農薬が相当広範な地域において

三種類の農業が相当に伸びてゐる。また、水質汚濁による水の利用が原因となつて畜産に被害が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となつて畜産に被

害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

都道府県知事は、前項の規定により指定された水質汚濁性農薬（以下単に「水質汚濁性農薬」という。）に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴

農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事の  
農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるよう努めるものとする。

(援助)  
**二十八条** 農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜・農作物等若しくは生活環境動植物の被害、水質の汚濁又は土壤の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用及びその安全性その他の品質の確保に関する助言、指導その他の援助を行うよう努めるも

報告及び検査)  
**第五章 監督**  
二十九条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、  
のとする。

萬葉

第五章 鹽水

し、第三条第一項、第四条第一項、第七条第八項、第九条第二項及び第三項、第十条第一項、

第十六条、第十八条第一項及び第二項、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第三項、第二十六条第一項並びに第三十一条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農

薬原体の製造その他の事項に關し報告を命じ  
又はその職員にこれらの者から検査のため必要  
な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤  
を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、  
農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若  
しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造  
の他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他他  
要な物件を検査させることができる。ただしこ

都道府県知事は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならない。

第一項に定めるもののほか、農林水産大臣は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造

造その他の事項に關し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取さざるときは

4 時価によつてその対価を支払わなければならぬい。  
第一項又は前項の場合において、第一項又は前項に掲げる者から要求があつたときは、第一項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。













